

令和6年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年3月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	大 塚 寛	
○		2	貝 瀬 正 美	
	○	3	高 橋 祐 次	
○		4	小 岩 孝 徳	議事参与の制限
○		5	韭 澤 芳 子	
○		6	井 口 恒 一 郎	
○		7	星 仁 右 ヱ 門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		櫻 井 紀 彦	

令和6年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和7年3月25日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 9 番 佐藤 洋一 委員 10 番 浅井 典裕 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 許可不要転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 40 分

令和6年度 第12回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第12回魚沼市農業委員会総会は、令和7年3月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号3番高橋祐次委員の1名です。出席者数18名となります。では、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、早速議事に入らせていただきます。日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、各部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特に報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特にございません。

広報部部会長（阿達正委員）

この前、副部長の小岩委員と事務局と話し合いまして、3月に出る農業委員会だよりの打ち合わせをし、各部員には時間がなかったためにゲラを確認いただき、それで校正して3月の終わりに出ると思います。ご協力本当にありがとうございました。以上です。

議長（上村会長）

日程1報告事項につきましては、それぞれご報告をいただきました。内容等々、皆さま方からご質問があれば挙手をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号9番佐藤洋一委員及び議席番号10番浅井典裕委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページからをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は619件、2,304筆、2,072,340.01㎡の届け出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、契約内容を変更するため、経営移譲のため、労力不足、耕作不便なため、経営規模縮小のため、第三者に売却となっています。

詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、報告第1号については、報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

それでは、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の233ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は28件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されているものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告のとおりといたします。

許可不要転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号許可不要転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の235ページをご覧ください。

報告第3号許可不要転用届出について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	魚沼市岡新田 300-3	社会福祉法人	魚沼地域福祉会
	申請地	*****	畑2筆	合計 2,998 m ²
	新地目	雑種地		
	届出事由	新潟県告示第1321号において、土地収用法第20条の規定による事業認定がされているため。		

本件につきましては、昨年10月25日に開催の第7回総会、議案第7号において、土地収用法に係る意見聴取をさせていただいた結果、同意の上、農地法上特に支障ないとの回答を申請人に行いました。農地法第5条第1項第5号の規定により、土地収用法によって農地が使用される場合は転用の許可は不要であり、この度届け出があったものです。

なお、事業内容につきましては、障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場及び農作業実習地移設設備であります。

議 長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号許可不要転用届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の237ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、使用貸借権設定4件です。

なお、整理番号2番は議事参与の制限により最後とさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	498 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は耕作できないため、申請地に隣接する農地を所有し、耕作する譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番、4番は経営移譲を受けるための親子間での使用貸借権設定です。整理番号5番、6番は農業者年金受給のための使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番・3番・4番・5番・6番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号1番ですが、3月22日に譲渡人に電話で連絡して確認しました。3月23日に譲受人と現地で立ち合いを行いました。まだ積雪が1m60cmぐらいあって見ることはできませんでした。申請地は譲受人の田に隣接しておりまして、また私の田んぼの近くで毎日見ているようなところですし、去年は耕作をされておりました。事務局の説明のとおり、譲受人は30a程度の耕作をしておりますけれども、規模を拡大したいということで、譲渡人と話し合った結果、売買が成立して、今回売買するというので、今後とも田んぼとして耕作をしていくものと思われます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきましてご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、議案第1号整理番号2番を除くその他について、採決をとりたいと思います。権利の種類ごとに行います。

所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定による整理番号3番・4番・5番・6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、特に異議なしと認め、許可いたします。

それでは、続いて整理番号2番をお願いいたします。

事務局（森山係長）

続いて、整理番号2番について説明します。

小岩委員は議事参与の制限により退席をお願いします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号2	申請地	*****	田	490 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は農地を遺贈により取得しましたが、生活拠点が遠方であり、また耕作できないため、周辺を手広く耕作する法人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受法人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号2番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 1 号整理番号 2 番につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号 2 番ですが、雪が多いため現地確認はできませんので、譲受人、譲渡人両名と電話にて対応させていただきました。譲渡人によりますと、自分は長岡に住んでおり、農業経験は全くなく、耕作ができないため、今まで母親の関係で他の方に耕作をお願いしていたそうです。この度、母親が亡くなったのを機会に耕作をしてくれる人に譲渡したいということで、譲受人との話がまとまったそうです。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

議 長（上村会長）

議案第 1 号整理番号 2 番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

所有権移転売買に関する整理番号 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 241 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1 申請地 * * * * * 田 530 m²

申請人 * * * * *

申請概要 一般住宅 2 階建て 1 棟

転用目的 一般住宅建築敷地

農地区分 第 3 種農地

判断理由 申請地から概ね 300m 以内に J R 越後須原駅があるため

申請人は現在、申請地近隣にある自宅に居住しておりますが、老朽化が進んでおり、また、接道までの通路が狭く、除雪に苦慮しているとの

ことであり、この度、県道と市道に接する自己所有地である申請地に新築住宅を建築したいため、転用の申請があったものです。なお、申請地は不定形地のため、南側部分については除雪スペースとして利用することです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号1番ですが、代理人行政書士から前もって説明をしていただいたのですが、申請人とは3月19日に電話にて確認をさせていただきました。申請人によりますと、申請地は昨年までは畑として耕作していたとのことでしたが、現に住んでいる住宅が道路までの除雪が困難のため、歳もとり、とても無理なので、申請地に新しい住宅を建てたいという要望でございました。詳細につきましては事務局の方が今詳しく説明してくれました。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の243ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は13件です。

なお、整理番号1番から246ページの整理番号12番については、土地の所有者が異なるため12件に分かれておりますが、同一の譲受人からの転用申請のため、一括して説明をさせていただきます。

整理番号 1	申請地 譲受人 譲渡人 申請概要 転用目的 農地区分 判断理由 権利種別	***** 田ほか3筆 合計 2,030 m ² 魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫 ***** 魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地 その他公共用施設 第3種農地 都市計画法に規定する用途地域が定められているため 所有権移転 売買
整理番号 2	申請地 譲受人 譲渡人 申請概要 転用目的 農地区分 判断理由 権利種別	***** 田ほか4筆 合計 3,004 m ² 魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫 ***** 魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地 その他公共用施設 第3種農地 都市計画法に規定する用途地域が定められているため 所有権移転 売買
整理番号 3	申請地 譲受人 譲渡人 申請概要 転用目的 農地区分 判断理由 権利種別	***** 田ほか4筆 合計 2,558 m ² 魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫 ***** 魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地 その他公共用施設 第3種農地 都市計画法に規定する用途地域が定められているため 所有権移転 売買
整理番号 4	申請地 譲受人 譲渡人 申請概要 転用目的 農地区分 判断理由 権利種別	***** 田 588 m ² 魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫 ***** 魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地 その他公共用施設 第3種農地 都市計画法に規定する用途地域が定められているため 所有権移転 売買
整理番号 5	申請地 譲受人 譲渡人 申請概要 転用目的	***** 田ほか1筆 合計 396 m ² 魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫 ***** 魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地 その他公共用施設

	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買
整理番号 6	申請地	***** 田ほか4筆 合計 1,673 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買
整理番号 7	申請地	***** 田ほか6筆 合計 3,251 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買
整理番号 8	申請地	***** 田ほか1筆 合計 288 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買
整理番号 9	申請地	***** 田 195 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買
整理番号 10	申請地	***** 田ほか1筆 合計 509 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫

譲渡人	*****
申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
転用目的	その他公共用施設
農地区分	第3種農地
判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
権利種別	所有権移転 売買

整理番号 11	申請地	***** 田 161 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買

整理番号 12	申請地	***** 田ほか1筆 合計 757 m ²
	譲受人	魚沼市小出島 910 魚沼市長 内田幹夫
	譲渡人	*****
	申請概要	魚沼市消防本部ヘリポート敷地及び緊急消防援助隊受援基地敷地
	転用目的	その他公共用施設
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため
	権利種別	所有権移転 売買

申請地は四日町地域にある魚沼市消防本部の南側に隣接する全 37 筆、合計 15,410 m²の農地であり、新たに消防用ヘリポート及び緊急消防援助隊受援基地として整備をするため、申請があったものです。

現在、通年利用が可能なヘリポートがエコプラント魚沼に併設されておりますが、新しいゴミ処理施設場の建設予定地となったことから、代替の通年利用可能なヘリポートの整備が必要となり、救急、防災ヘリと消防本部の連携を図るため、消防本部南側の申請地を候補地としました。また、ヘリポート造成に併せて、昨今増加している激甚災害に対応するため、他の消防組織から編成される応援部隊、緊急消防援助隊の受け入れ用地を整備することといたしました。

なお、合計 3,000 m²以上の農地転用に該当しますので、本総会で許可相当と承認された後は4月15日開催の県の常設審議委員会の諮問案件となりまして、異論がなければ農業委員会会長名で許可処分を行うものです。

整理番号1番から12番についての説明は以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達 正委員

整理番号1番から12番ですが、このヘリポートの話については、前々から近隣住民に話が出ていて、ようやくまとまったという話になります。事務局の説明どおり、防災ヘリの関係上、ごみ処理場のほうにほとんど止まっていて、そこから輸送が始まるという形だったのですが、近隣住民にもその旨を話して、ここにできればヘリポートを作りたいという話をしたのですが、なかなかまとまらず、この度ようやくまとまったという感じです。現在のヘリポートとは全然違い、防災ヘリだとこれくらいの面積がないと周りの稲がなくなるというような話でした。昨日、消防本部総務課の担当職員と話をし、ようやく近隣の土地の地主さんと話がまとまったということで、近隣の住民も理解してくれたと思っております。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、整理番号13番除く整理番号1番から12番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は関連があります整理番号1番から12番まで一括行います。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から12番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

事務局（櫻井主任）

続いて、整理番号13番についてであります。議事参与の制限により、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号13	申請地	*****	田ほか2筆	合計 613 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート		
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

今後、譲受人の長男が家族とともに市内に転居する予定でありまして、申請地を転用し、長男家族のための新築住宅を建築するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号13番につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号 13 番ですが、3 月 20 日に現地確認を行い、申請地は道路の高さまでの除雪は終わっていましたが、その下 1m ほどはまだ雪がありまして、状況を確認できませんでした。申請人から話を聞きましたところ、事務局の説明のとおり、長男が帰ってくる住宅だそうです。

議 長（上村会長）

整理番号 13 番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 13 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 247 ページをご覧ください。

議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	934 件
	筆数	4,237 筆
	面積	3,803,094.53 m ²

所有権移転	件数	3 件
	筆数	7 筆
	面積	6,502.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、541 ページをご覧ください。

整理番号 5-1	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 2 筆
		合計 3,394 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-2	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 畑ほか 1 筆
		合計 968 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-3	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****

	所有権を移転する農用地	***** 畑ほか 1 筆
		合計 2,140 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の543ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	68 件
	筆数	249 筆
	面積	204,643.91 m ²

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで今までと同様に利用集積計画を定めていますが、市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から3月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。従いまして、計画案に対してご意見がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年5月30日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、促進計画案のとおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（森山係長）

- ・農地斡旋の依頼があった件について
- ・来年度の活動記録簿について

事務局（櫻井主任）

- ・配付資料、魚沼市賃借料情報について

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 40 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 12 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 9 番

議席番号 1 0 番
